

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ-3 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ-3-1 法令等遵守（特に重要な事項）</p> <p>Ⅲ-3-1-5 第三者割当増資のコンプライアンス</p> <p>Ⅲ-3-1-5-2 着眼点と監督手法・対応</p> <p>（１） （略）</p> <p>（２）届出を受けた内部管理態勢全般を検証し、その適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>以下は、検証の際の着眼点を類型化して例示したものである。</p> <p>① （略）</p> <p>② 特に留意すべき事項</p> <p>増資に際し遵守すべき全ての法令等に対して、十分なコンプライアンスを確保することとしているか。</p> <p>特に下記の点について、十分な遵守態勢が構築されているか。</p> <p>イ. ～ハ. （略）</p> <p>ニ. 商品性の適切な説明等（コンシューマー・コンプライアンス）</p> <p>a. 増資の勧誘等に際しての顧客への説明方法及び内容が、民法、<u>金融商品の販売等に関する法律</u>（以下「<u>金融商品販売法</u>」という。）等の観点から、適切なものとなっているか。</p>	<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ-3 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ-3-1 法令等遵守（特に重要な事項）</p> <p>Ⅲ-3-1-5 第三者割当増資のコンプライアンス</p> <p>Ⅲ-3-1-5-2 着眼点と監督手法・対応</p> <p>（１） （略）</p> <p>（２）届出を受けた内部管理態勢全般を検証し、その適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>以下は、検証の際の着眼点を類型化して例示したものである。</p> <p>① （略）</p> <p>② 特に留意すべき事項</p> <p>増資に際し遵守すべき全ての法令等に対して、十分なコンプライアンスを確保することとしているか。</p> <p>特に下記の点について、十分な遵守態勢が構築されているか。</p> <p>イ. ～ハ. （略）</p> <p>ニ. 商品性の適切な説明等（コンシューマー・コンプライアンス）</p> <p>a. 増資の勧誘等に際しての顧客への説明方法及び内容が、民法、<u>金融サービスの提供に関する法律</u>（以下「<u>金融サービス提供法</u>」という。）等の観点から、適切なものとなっているか。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>(注) 銀行が第三者割当増資を行うことは、<u>金融商品販売法</u>の「金融商品販売業者等」に該当し、同法の説明義務を負うこととなる可能性に対して、弁護士等の意見を踏まえて対応することとしているか。</p> <p>b. (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>Ⅲ-3-3 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>Ⅲ-3-3-1 与信取引等(貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引)に関する顧客への説明態勢</p> <p>Ⅲ-3-3-1-1 意義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下は、広く貸し手の責任において整備すべき与信取引等(貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引)に関する説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能について、主として中小企業向け取引、個人向け貸付(住宅ローンを含む。)及び個人保証関係を念頭において、当局が銀行の内部管理態勢の検証を行う際の着眼点を類型化して例示している。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 上記(1)の説明体制の整備は銀行の営む全ての業務が対象となっており、資産運用商品の販売に関しては<u>金融商品販売法</u>の施行等に対応した体制整備が必要である(Ⅲ-3-3-2参照)。</p>	<p>(注) 銀行が第三者割当増資を行うことは、<u>金融サービス提供法</u>の「金融商品販売業者等」に該当し、同法の説明義務を負うこととなる可能性に対して、弁護士等の意見を踏まえて対応することとしているか。</p> <p>b. (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>Ⅲ-3-3 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>Ⅲ-3-3-1 与信取引等(貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引)に関する顧客への説明態勢</p> <p>Ⅲ-3-3-1-1 意義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下は、広く貸し手の責任において整備すべき与信取引等(貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引)に関する説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能について、主として中小企業向け取引、個人向け貸付(住宅ローンを含む。)及び個人保証関係を念頭において、当局が銀行の内部管理態勢の検証を行う際の着眼点を類型化して例示している。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 上記(1)の説明体制の整備は銀行の営む全ての業務が対象となっており、資産運用商品の販売に関しては<u>金融サービス提供法</u>の施行等に対応した体制整備が必要である(Ⅲ-3-3-2参照)。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>Ⅲ－３－３－２ 預金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅲ－３－３－２－２ 主な着眼点 こうした観点から、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。 (1) 全行的な内部管理態勢の確立 ①～③ (略) ④ <u>金融商品販売法等</u>を踏まえた対応 法第12条の2第2項、施行規則第13条の5及び第13条の7並びに<u>金融商品販売法等</u>の観点から、金融商品の販売に際しての顧客への説明方法及び内容が適切なものとなっているか。また、<u>金融商品販売法上</u>の勧誘方針の策定・公表義務の趣旨にかんがみ、適正な勧誘の確保に向けた説明態勢の整備に努めているか ⑤ (略) (2)～(4) (略)</p>	<p>Ⅲ－３－３－２ 預金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅲ－３－３－２－２ 主な着眼点 こうした観点から、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。 (1) 全行的な内部管理態勢の確立 ①～③ (略) ④ <u>金融サービス提供法等</u>を踏まえた対応 法第12条の2第2項、施行規則第13条の5及び第13条の7並びに<u>金融サービス提供法等</u>の観点から、金融商品の販売に際しての顧客への説明方法及び内容が適切なものとなっているか。また、<u>金融サービス提供法上</u>の勧誘方針の策定・公表義務の趣旨にかんがみ、適正な勧誘の確保に向けた説明態勢の整備に努めているか ⑤ (略) (2)～(4) (略)</p>
<p>Ⅲ－３－３－４ 外部委託 Ⅲ－３－３－４－１ 意義 銀行が、その業務を第三者に委託すること（以下「外部委託」という。）は、経営の効率化を図ることにとどまらず、より専門性を有する者に業務を委託することで、多様な顧客ニーズへの対応や急速な技術革新を踏まえた迅速な対応等を図ることも期待できる。しかしながら、銀行が外部委託を行う場合には、顧客を保護するとともに、外部委託に伴う様々なリスクを適切に管理するなど業務の健</p>	<p>Ⅲ－３－３－４ 外部委託 Ⅲ－３－３－４－１ 意義 銀行が、その業務を第三者に委託すること（以下「外部委託」という。）は、経営の効率化を図ることにとどまらず、より専門性を有する者に業務を委託することで、多様な顧客ニーズへの対応や急速な技術革新を踏まえた迅速な対応等を図ることも期待できる。しかしながら、銀行が外部委託を行う場合には、顧客を保護するとともに、外部委託に伴う様々なリスクを適切に管理するなど業務の健</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>全かつ適切な運営を確保することが求められることから、法令により、銀行は委託業務の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならないとされている（法第 12 条の 2 第 2 項、施行規則第 13 条 6 の 8）。</p> <p>以下に示す観点は、外部委託が行われている場合の一般的な着眼点であるが、委託業務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合があることに留意するものとする。</p> <p>（注 1） （略）</p> <p>（注 2）銀行の固有業務を営むために必要な業務の一部について外部委託が行われている場合（<u>法第 52 条の 36 第 1 項の許可を受けて銀行代理業を営む場合を除く。</u>）には、以下の着眼点のほか、当該外部委託が銀行代理業に該当するものとなっていないかどうかについても、検証を行うよう配意するものとする。</p> <p>（注 3）例えば、銀行の付随業務のみを外部委託することは銀行法上の許可を必要とする銀行代理業には該当するものではないが、こうした外部委託が行われている場合には、委託者である銀行に対するヒアリング等により、定期的に以下の着眼点を踏まえた状況把握等に努めるものとする。</p> <p>（注 4） （略）</p>	<p>全かつ適切な運営を確保することが求められることから、法令により、銀行は委託業務の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならないとされている（法第 12 条の 2 第 2 項、施行規則第 13 条 6 の 8）。</p> <p>以下に示す観点は、外部委託が行われている場合の一般的な着眼点であるが、委託業務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合があることに留意するものとする。</p> <p>（注 1） （略）</p> <p>（注 2）銀行の固有業務を営むために必要な業務の一部について外部委託が行われている場合（<u>法第 52 条の 36 第 1 項の許可を受けて銀行代理業を営む場合又は金融サービス提供法第 12 条の登録を受けて金融サービス仲介業（同法第 11 条第 2 項に定める預金等媒介業務に限る。以下同じ。）を行う場合を除く。</u>）には、以下の着眼点のほか、当該外部委託が銀行代理業及び金融サービス仲介業に該当するものとなっていないかどうかについても、検証を行うよう配意するものとする。</p> <p>（注 3）例えば、銀行の付随業務のみを外部委託することは銀行法上の許可を必要とする銀行代理業及び金融サービス提供法上の登録を必要とする金融サービス仲介業には該当するものではないが、こうした外部委託が行われている場合には、委託者である銀行に対するヒアリング等により、定期的に以下の着眼点を踏まえた状況把握等に努めるものとする。</p> <p>（注 4） （略）</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>Ⅲ－３－４ 利用者保護ルール等 Ⅲ－３－４－１ 顧客の誤認防止等 Ⅲ－３－４－１－２ 主な着眼点</p> <p>銀行が、その営業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか。また、コンピュータ設備を共用する場合に銀行自らの情報管理規定が遵守できるよう体制が整備されているか。</p> <p>銀行の店舗戦略や業務運営の見直しが進められている中、例えば、過疎地にある営業所を住民等のニーズに基づき維持する場合や、経営統合の結果として生じた同一地域に所在する営業所について、複数の銀行が共同で営業所を設置することが考えられる。運営形態としては、複数の銀行が共同して営業所を設置する場合のほか、例えば、一方の銀行が他方の銀行から委託を受けて<u>銀行代理業</u>や登録金融機関業務などの業務を行う場合や、複数の銀行が同一の者に<u>銀行代理業</u>を委託する場合などが考えられる。</p> <p>このように、複数の銀行が、同一建物、同一フロアに共同の営業所を設置して運営する場合、必ずしも、当該銀行自身の業務のためのスペースと、他の銀行の業務のためのスペースとの間に、いわゆる遮断壁を設ける必要はないものの、顧客の誤認防止等の観点から、特に以下の点に留意すること。</p> <p>①～③ (略)</p>	<p>Ⅲ－３－４ 利用者保護ルール等 Ⅲ－３－４－１ 顧客の誤認防止等 Ⅲ－３－４－１－２ 主な着眼点</p> <p>銀行が、その営業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか。また、コンピュータ設備を共用する場合に銀行自らの情報管理規定が遵守できるよう体制が整備されているか。</p> <p>銀行の店舗戦略や業務運営の見直しが進められている中、例えば、過疎地にある営業所を住民等のニーズに基づき維持する場合や、経営統合の結果として生じた同一地域に所在する営業所について、複数の銀行が共同で営業所を設置することが考えられる。運営形態としては、複数の銀行が共同して営業所を設置する場合のほか、例えば、一方の銀行が他方の銀行から委託を受けて<u>銀行代理業若しくは金融サービス仲介業</u>を行う場合又は登録金融機関業務などの業務を行う場合や、複数の銀行が同一の者に<u>銀行代理業又は金融サービス仲介業</u>を委託する場合などが考えられる。</p> <p>このように、複数の銀行が、同一建物、同一フロアに共同の営業所を設置して運営する場合、必ずしも、当該銀行自身の業務のためのスペースと、他の銀行の業務のためのスペースとの間に、いわゆる遮断壁を設ける必要はないものの、顧客の誤認防止等の観点から、特に以下の点に留意すること。</p> <p>①～③ (略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>Ⅲ－３－５ 苦情等への対処（金融ＡＤＲ制度への対応も含む） Ⅲ－３－５－２ 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立 Ⅲ－３－５－２－２ 主な着眼点</p> <p>銀行が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。</p> <p>特に、与信取引及び預金・リスク商品等の苦情等対処の検証にあたっては、苦情等対処が説明態勢を補完するものであることに留意し、必要に応じ、Ⅲ－３－３－１－２、Ⅲ－３－３－２－２を参照する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 苦情等対処の実施態勢</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 銀行代理業者を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、銀行自身への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか（Ⅲ－３－３－４－２（１）⑤、Ⅶ－５－２－２（９）参照）。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>Ⅶ 銀行代理業 Ⅶ－３ 銀行代理業者の監督に係る事務処理 Ⅶ－３－２ 許可申請に係る事務処理</p>	<p>Ⅲ－３－５ 苦情等への対処（金融ＡＤＲ制度への対応も含む） Ⅲ－３－５－２ 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立 Ⅲ－３－５－２－２ 主な着眼点</p> <p>銀行が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。</p> <p>特に、与信取引及び預金・リスク商品等の苦情等対処の検証にあたっては、苦情等対処が説明態勢を補完するものであることに留意し、必要に応じ、Ⅲ－３－３－１－２、Ⅲ－３－３－２－２を参照する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 苦情等対処の実施態勢</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 銀行代理業者や金融サービス仲介業者を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、銀行自身への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか（Ⅲ－３－３－４－２（１）⑤、Ⅶ－５－２－２（９）参照）。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>Ⅶ 銀行代理業 Ⅶ－３ 銀行代理業者の監督に係る事務処理 Ⅶ－３－２ 許可申請に係る事務処理</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>Ⅷ－３－２－１ 許可申請に当たっての留意点</p> <p>Ⅷ－３－２－１－１ 許可の要否</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 許可が不要である場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 媒介に至らない行為を銀行から受託して行う場合には、銀行代理業の許可を得る必要はない。</p> <p>例えば、以下のイ. からハ. に掲げる行為の事務処理の一部のみを銀行から受託して行うに過ぎない者は、銀行代理業の許可が不要である場合もあると考えられる。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>③ (略)</p> <p>Ⅸ 電子決済等代行業</p> <p>Ⅸ－６ 監督指針の準用</p>	<p>Ⅷ－３－２－１ 許可申請に当たっての留意点</p> <p>Ⅷ－３－２－１－１ 許可の要否</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 許可が不要である場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 媒介に至らない行為を銀行から受託して行う場合には、銀行代理業の許可を得る必要はない。</p> <p>例えば、以下のイ. からニ. に掲げる行為の事務処理の一部のみを銀行から受託して行うに過ぎない者は、銀行代理業の許可が不要である場合もあると考えられる。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p><u>ニ. 勧誘行為をせず、単に顧客を金融機関に紹介する業務</u></p> <p><u>(注) 上記「紹介」には、以下の行為を含む。</u></p> <p><u>a. 当該業者の店舗に、金融機関が自らを紹介する宣伝媒体を据え置くこと又は掲示すること。</u></p> <p><u>b. 当該業者と金融機関の関係又は当該金融機関の業務内容について説明を行うこと。</u></p> <p><u>c. 金融機関のサイトへの単なるリンクの設定のみを行い、契約の締結に至る交渉や手続は当該金融機関と顧客との間で行い、当該契約締結に当たり当該業者は関与をもちないこと。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>Ⅸ 電子決済等代行業</p> <p>Ⅸ－６ 監督指針の準用</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>信用金庫法に基づき登録を受けた信用金庫電子決済等代行業者、協同組合による金融事業に関する法律に基づき登録を受けた信用協同組合電子決済等代行業者及び労働金庫法に基づき登録を受けた労働金庫電子決済等代行業者については、Ⅸ－１からⅨ－５までの規定を準用する。</p>	<p>信用金庫法に基づき登録を受けた信用金庫電子決済等代行業者、協同組合による金融事業に関する法律に基づき登録を受けた信用協同組合電子決済等代行業者、労働金庫法に基づき登録を受けた労働金庫電子決済等代行業者及び金融サービス提供法第 18 条第 2 項に基づき電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者については、Ⅸ－１からⅨ－５までの規定を準用する。</p>